

場所及び設備の確保に関する期限の設定について

平成 26 年度以降、50kW以上の太陽光発電設備について、認定時に場所及び設備が確保されていない申請については、認定後の一定の期限内に場所及び設備の確保が確認できない場合には認定が失効する条件を付して、認定しています。

今般、電力会社に対し接続検討申込みと同時に接続契約申込みが可能となったことで、電力会社による接続検討の期間（90日間）が接続契約申込み以降になったことから、平成 27 年 4 月 1 日以降の認定から以下のとおり運用します。

対象設備：50kW以上の太陽光発電設備

対象手続：以下の申請に係る認定時に場所及び設備が確保されていない場合

- ①電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第 6 条第 1 項の認定申請。
- ②運転開始前の発電設備に係る法第 6 条第 4 項の変更認定申請のうち以下に該当する場合であって、かつ申請時点で、条件が付されていない又は付された条件が解除済である場合に限る。
 - ・設備所在地の地番に、新たな地番の追加を伴う場合
 - ・太陽電池の仕様（メーカー、種類、変換効率、型式番号）の変更若しくは追加、又は太陽光パネルの数量の増加を伴う場合

失効期限：認定日（上記②の場合における変更認定日を含む）の翌日から起算して270日後の日を失効期限とする。

ただし、電力会社による接続契約の申込みの受領から接続契約締結までの期間（以下「接続契約に要する期間」という。）が、180日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して360日後の日まで延長することとし、また、この延長が行われた場合において、接続契約に要する期間が270日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して450日後の日まで延長する。

また、被災地域※にて申請する場合、当初から、認定日の翌日から起算して450日後の日を失効期限とする（上記の接続契約に要する期間による延長は適用しない）。

※ 本措置における被災地域

①原子力災害被災地域（避難指示区域及び避難指示が解除された地域を含む市町村）

…福島県（川俣町、田村市、飯館村、葛尾村、川内村、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町）

②津波浸水地域（津波で甚大な被害を受け、内陸部への集団移転等が必要となった地区を含む市町村）

…岩手県（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）、宮城県（気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区、太白区に限る）、名取市、岩沼市、亘理町、山元町）、福島県（新地町、相馬市、南相馬市、いわき市）、茨城県（北茨城市）

認定に付される条件

1. 被災地域以外の場合

認定日の翌日から起算して270日後の日（以下、「期限」という。）※までに、①土地の取得・賃借等により認定に係る場所が確保されていること、及び、②認定に係る仕様での設備の発注が行われていること、又は、③再生可能エネルギー電気の供給を開始していること、を証する書類（以下、「証拠書類」という。）を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること（必着）。

期限内に証拠書類が提出されない場合、又は期限内に証拠書類が提出された場合でも、審査の結果、証拠書類が上記①及び②、又は③の事実を証するに足りると認められない場合には、本認定は、期限の翌日以降将来にわたり失効します。

また、期限内に証拠書類が提出された場合には、審査が行われている期間中（当該書類の提出から、受理印付き申立書の写し又は失効通知書が到達するまで）は、期限が延長されたものとみなします。ただし、当該期間中の証拠書類の追加提出は認めません。

証拠書類の審査に要する標準処理期間は30日間とします。

なお、期限が270日後の日の場合であって、電力会社による接続契約の申込みの受領から接続契約締結までの期間（以下「接続契約に要する期間」という。）が、180日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して360日後の日まで延長することとし、また、この延長が行われた場合において、接続契約に要する期間が270日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して450日後の日まで延長します。

この期限の延長を申し出る場合には、期限までに、別紙2の電力会社による証明書を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局に提出すること（必着）。

※ この日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日の場合には、翌開庁日とします。

2. 被災地域の場合

認定日の翌日から起算して450日後の日（以下、「期限」という。）※までに、①土地の取得・賃借等により認定に係る場所が確保されていること、及び、②認定に係る仕様での設備の発注が行われていること、又は、③再生可能エネルギー電気の供給を開始していること、を証する書類（以下、「証拠書類」という。）を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること（必着）。

期限内に証拠書類が提出されない場合、又は期限内に証拠書類が提出された場合でも、審査の結果、証拠書類が上記①及び②、又は③の事実を証するに足りると認められない場合には、本認定は、期限の翌日以降将来にわたり失効します。

また、期限内に証拠書類が提出された場合には、審査が行われている期間中（当該書類の提出から、受理印付き申立書の写し又は失効通知書が到達するまで）は、期限が延長されたものとみなします。ただし、当該期間中の証拠書類の追加提出は認めません。

証拠書類の審査に要する標準処理期間は30日間とします。

※ この日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日の場合には、翌開庁日とします。

申立時に必要となる証拠書類について

1. 認定に係る場所を確保していることを証する書類

次の（１）又は（２）の場合に応じて該当する証拠書類を提出すること。

（１）所有権又は地上権を有している（登記済）場合

発電事業者が、認定に係る場所において所有権又は地上権を有しており、当該権利が登記済である場合、次の証拠書類を提出すること。

●当該土地又は建物に係る登記簿謄本の写し

…報告時点における最新の権利関係が分かるもの。

○共有者関係書類一式

…土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合には、共有者の一覧表及び共有者全員（発電事業者以外の共有者）の当該発電事業の実施に係る同意が確認できる書類。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

注意事項

- 登記事項要約書、又は、一般財団法人 民事法務協会がWEB上で行っている登記簿情報提供サービスからのデータの写しは、法的証明力ががないため、認められない。
- 登記識別情報通知書、又は、権利書は、共有関係が確認できないため、認められない。
- 上記のほか、公正証書や納税証明書も登記簿謄本を代替することはできない。

（２）上記（１）以外の場合

（１）に該当しない場合、次の証拠書類を提出すること。具体的な例としては、所有権又は地上権を有しているものの未登記の場合や、地権者と賃貸借等の契約を締結している場合をいう。

●当該土地又は建物に係る登記簿謄本の写し

…報告時点における最新の権利関係が分かるもの。

●当該土地又は建物に係る所有権又は地上権の取得、若しくは賃貸借権取得等に係る契約書

○共有者関係書類一式

…土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合には、共有者の一覧表及び共有者全員（発電事業者以外の共有者）の当該発電事業の実施に係る同意が確認できる書類。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

注意事項

- 登記簿謄本については、上記１．（１）の注意事項に準じる。
- 契約書については、当該場所の登記簿謄本上の所有権者又は当該場所の処分権を有する者との間の契約であることが必要。但し、処分権を有する者との間の契約については、登記簿謄本に加えて契約相手が登記簿謄本上の所有者から処分権を授与されていることその他当該処分権の根拠を証する書類があわせて必要。
- 契約書については、当該場所の所有者又はその処分権を有する者が、発電事業者に対し、当該場所を申請に係る発電事業のために排他的に利用させる義務を負っていること（当該者の裁量により発電事業者の当該場所の利用権限が無効とされ、又は撤回若しくは取り消されることがないこと）を確認できる契約であることが必要。
- 当該土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合は、共有者全員（発電事業者が共有者の一部である場合は、発電事業者を除く。）の当該発電事業の実施に係る合意が確認できる書類が必要。この場合、共有者とその持分が分かる一覧表の提出が必要。
- 認定当初に提出された「権利者の証明書」は認められない。

2. 認定に係る設備を確保していることを証する書類

次の（１）又は（２）の場合に応じて該当する証拠書類を提出すること。

（１）他社から調達する場合

発電事業者が、認定に係る設備を他社から調達する場合、次の証拠書類を提出すること。

●当該設備の調達等に係る契約書、又は注文書及び注文請書

…発電事業者と太陽電池モジュールメーカー等との契約が分かるもの。なお、当該設備の調達等に係る契約書とは、売買契約だけでなく、請負、委託等の各種契約も含まれる。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

- ▶ 注文書及び注文請書は必ず両方提出すること。
- ▶ 太陽電池モジュールメーカー等とは、太陽電池モジュールメーカーのほか、システムインテグレーターや販売施工業者など、発電事業者が事業を実施するにあたって太陽電池モジュールを調達する相手方を指す。
- ▶ 認定に係る設備の仕様と一致していることを確認するため、メーカー名、種類（「単結晶シリコン」「多結晶シリコン」「薄膜半導体」「化合物半導体」）、変換効率、型式番号、1枚あたりの発電出力、発電所名（又は納品場所）が記載されていること。
- ▶ 内示書又は見積書、仮注文書は、設備の確保を証する書類とは認められない。

（２）自社で調達する場合

発電事業者自らがモジュールメーカーであり、当該発電事業に供する設備を自社で調達する場合、次の証拠書類を提出すること。なお、法人格の異なるグループ企業からの調達は、本項には該当せず、（１）の証拠書類が必要。

●発電事業者自らがモジュールメーカーであることを証する書類

…定款などモジュールメーカーであることが客観的に分かるもの。

●自社で製造したモジュールが当該発電事業に用いられることが分かる書類

…社内の製造部門への指示があること、及び指示を受けて生産すること、生産された設備が当該発電事業に用いられることが分かるもの。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

3. 再生可能エネルギー電気の供給を開始していることを証する書類

次の書類を提出すること。

- 電力供給契約書、電力供給に関するお知らせ等（発電事業者の名義と発電事業実施場所が確認できるものに限る。）

4. 電力会社への接続契約の申込みの到達から連系承諾通知の発信までの期間が180日（又は延長後の期限までの間に270日）を超えた事実を証する電力会社による証明書

次の書類を提出すること。

- 電力会社に接続の本申込みを行い、かつ連系承諾を得るまで180日（又は延長後の期限までの間に270日）超を要した事実に関する、電力会社が発行する証明書（別紙2）

全体の注意事項

- ① 申立て時点で最新の情報が表示されていること。
- ② 申立て時点の認定情報と一致していること。
- ③ 当該認定に係る全ての書類が過不足なく提出されること。例えば、場所に関する書類は、当該認定に係る場所のうち、全筆分の証拠書類が必要。
- ④ 証拠書類が汎用的でなく、認定を受けた発電に係るものであることが判別できること。例えば、当該認定に係る発電事業が包含されているかが判別できない包括的な契約書類は認められない。
- ⑤ 予約契約の場合には、発電事業者側が予約完結権を行使して当該場所又は設備の利用する権利を確保できることが確実であると認められることが必要。
- ⑥ 一定の条件が充足されて初めて、当該場所又は設備を利用する権利を取得する契約については、当該条件の成就可能性が、契約相手方の裁量的な判断に委ねられていないこと、及び明らかに成就しない条件が付されていないことが必要。
- ⑦ 各種提出資料が他の法令・制度と整合がとれていること。具体的には、農地法に基づく農地転用、森林法に基づく林地開発、都市計画法に基づく開発、自治体が定める景観条例等の許認可手続を発電事業者の責任において適切に行い、これらと整合がとれていること。
- ⑧ 各種契約又は取引に係る証拠書類には、具体的な取引対象（設備の型式番号等の仕様）、取引数量、対価（金額等）、賃借の場合は期間等、契約又は取引に重要な要素が明記されていること。
- ⑨ 各種契約又は取引に係る証拠書類の当事者が、発電事業者自身であること。仮に、当該当事者から契約上の地位を承継している場合には、有効に契約上の地位を承継していることが分かる書類（地位承継に関する契約書、相手方の承諾書を含む。）が必要。
- ⑩ 各種契約又は取引に係る証拠書類の相手方が、当該取引又は契約を交わす権限（本人であること、又は本人から必要な授權を受けていること等）を有していること。